

○国立大学法人筑波大学附属学校教員の再雇用に関する規程

平成 19 年 2 月 9 日
法人規程第 2 号

改正 平成 20 年法人規程第 13 号

平成 21 年法人規程第 39 号

平成 22 年法人規程第 13 号

平成 22 年法人規程第 49 号

平成 24 年法人規程第 34 号

平成 25 年法人規程第 37 号

平成 26 年法人規程第 78 号

平成 26 年法人規程第 18 号

平成 28 年法人規程第 9 号

平成 28 年法人規程第 13 号

平成 29 年法人規程第 7 号

平成 29 年法人規程第 20 号

平成 30 年法人規程第 7 号

平成 30 年法人規程第 28 号

平成 31 年法人規程第 10 号

平成 31 年法人規程第 16 号

令和 2 年法人規程第 58 号

令和 4 年法人規程第 17 号

令和 5 年法人規程第 22 号

令和 5 年法人規程第 42 号

令和 6 年法人規程第 13 号

国立大学法人筑波大学附属学校教員の再雇用に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学附属学校非常勤職員就業規則（平成 17 年法人規則第 20 号。第 16 条の 2 及び第 19 条において「附属学校非常勤職員就業規則」という。）第 67 条の規定に基づき、附属学校教員の再雇用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 再雇用の対象となる附属学校教員（次条において「再雇用対象者」という。）は、再雇用する年度の前年度に退職（国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則（平成 17 年法人規則第 7 号。以下「本部等職員就業規則」という。）第 70 条、国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則（平成 17 年法人規則第 12 号。以下「附属病院職員就業規則」という。）第 69 条又は国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則（平成 17 年法人規則第 17 号。以下「附属学校職員就業規則」という。）第 67 条の規定による退職をいう。）し、引き続き非常勤職員として再雇用を希望する者とする。

(再雇用対象者の任用)

第3条 再雇用対象者の採用は、再雇用対象者のうち、本部等職員就業規則第73条第1項第1号から第4号まで、附属病院職員就業規則第72条第1項第1号から第4号まで及び附属学校職員就業規則第70条第1項第1号から第4号までのいずれの事由にも該当しない者との契約により成立する。ただし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号）附則第3項に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第2項に基づく労使協定の定めるところにより、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当する者については、65歳まで継続して雇用し、基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢まで継続して雇用する。

- (1) 再雇用を希望し、勤労意欲のある者
- (2) 再雇用期間（更新された期間を含む。）において、懲戒処分を受けたことのない者
- (3) 再雇用期間（更新された期間を含む。）において、無断欠勤のない者
- (4) 再雇用期間（更新された期間を含む。）の定期健康診断の結果を大学の指定する産業医が判断し、再雇用後の就業に支障がないこと。

2 前項の場合において、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの期間における当該基準の適用については、64歳以上の者を対象に行うものとする。

（再雇用の期間）

第4条 再雇用の期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年を超えない範囲内において定める。

（期間の更新）

第5条 前条の期間又はこの条の規定による更新の期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

（再雇用の上限年齢）

第6条 前2条に定める再雇用期間は、65歳に達する日以後における最初の3月31日までとする。

（再雇用の職）

第7条 再雇用される附属学校教員（以下「再雇用教員」という。）の職は、次表のとおりとする。

退職前適用俸給表	職名
教育職員（二）俸給表	教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員、実習助手
教育職員（三）俸給表	教諭、養護教諭、栄養教諭

（兼務）

第8条 法人は、業務運営上必要がある場合には、再雇用教員にその職を有したまま、他の職を兼務させることがある。

（産前産後休業）

第9条 女性の再雇用教員が出産する場合は、国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（平成17年法人規則第18号）の適用を受ける職員（以下「正規職員」という。）の例に準じて休業させる。

(兼業)

第10条 再雇用教員は、正規職員の例に準じて兼業することができる。

(宿日直勤務)

第11条 法人は、再雇用教員に対して、正規職員の例に準じて宿日直勤務を命ずることができる。

(年次休暇の日数)

第12条 再雇用教員の年次休暇の日数は、退職の日が存する年に付与された日数の残日数とする。

2 前項の再雇用教員が、退職の日が存する年の前年に付与された年次休暇に残日数があるときは、再雇用した年に限り、これを請求することができる。

3 前2項に定めるもののほか、再雇用教員の年次休暇の日数については、労働基準法（昭和2年法律第49号）第39条に定める日数とする。

(病気休暇及び特別休暇)

第13条 再雇用教員の病気休暇及び特別休暇の種類、手続及び付与単位については、正規職員の例に準ずる。

(報酬)

第14条 再雇用教員の報酬の計算期間及び支給日については、正規職員の例に準ずる。

(月給の減額)

第15条 再雇用教員が所定の勤務時間を勤務しないときは、正規職員の例に準じて減額支給する。

(月給の決定)

第16条 再雇用教員の月給の額は、次の表に掲げる額とする。

区分	月給
附属小学校に勤務する教諭、養護教諭、栄養教諭	276,000円
上記以外の附属学校に勤務する教諭、養護教諭、栄養教諭	279,400円
寄宿舎指導員、実習助手	235,300円

(育児短時間勤務者の給与)

第16条の2 再雇用教員のうち、附属学校非常勤職員就業規則第8条の2に規定する育児短時間勤務をするものの給与については、任命権者が別に定める。

(俸給の調整額等)

第17条 俸給の調整額、教育研究等連携手当、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、教育業務連絡指導手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び教職調整額については、次項及び第3項に定めるもののほか正規職員の例に準じて支給する。

2 期末手当及び勤勉手当の支給割合は、それぞれ次の表に定める割合（勤勉手當にあっては区分に応じて同表に定める割合）とする。

手当	支給割合
期末手当	100分の70

手当	区分	支給割合
勤勉手当	勤務成績が優秀な職員	100分の51.5
	勤務成績が良好な職員	100分の48
	勤務成績が良好でない職員	100分の46
	訓告、文書による厳重注意を受けた職員	100分の33
	戒告の処分を受けた職員	100分の30
	減給の処分を受けた職員	100分の25
	停職の処分を受けた職員	100分の20

3 義務教育等教員特別手当の支給額は、次の表に掲げる額とする。

職名	手当額
教諭、養護教諭、栄養教諭	9,700円
寄宿舎指導員、実習助手	8,000円

(研修)

第18条 再雇用教員は、正規職員の例に準じて勤務場所を離れて研修を行うことができる。

(懲戒)

第19条 法人は、再雇用教員となった者の再雇用前の在職中に行った行為が、附属学校非常勤職員就業規則第61条に規定する懲戒の事由に該当したときは、これに対して懲戒に処することができる。

附 則

(施行期日)

1 この法人規程は、平成19年3月1日から施行する。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

(平成22年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

3 平成22年12月に支給する勤勉手当に関する第17条第2項の規定の適用については、同項中「基準日6月1日100分の32.5」とあるのは「基準日6月1日100分の35」と、「基準日12月1日100分の32.5」とあるのは「基準日12月1日100分の30」とする。

附 則 (平20.3.13法人規程13号)

この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平21. 5. 28 法人規程39号）

この法人規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平22. 3. 25 法人規程13号）

この法人規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平22. 11. 29 法人規程49号）

この法人規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平24. 3. 29 法人規程34号）

この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平25. 3. 28 法人規程37号）

この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平26. 12. 18 法人規程78号）

この法人規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平27. 3. 26 法人規程18号）

この法人規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平28. 2. 18 法人規程9号）

この法人規程は、平成28年3月1日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学附属学校教員の再雇用に関する規程の規定は、平成27年12月1日から適用する。

附 則（平28. 2. 18 法人規程13号）

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平29. 1. 26 法人規程7号）

この法人規程は、平成29年2月1日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学附属学校教員の再雇用に関する規程の規定は、平成28年12月1日から適用する。

附 則（平29. 3. 23 法人規程20号）

この法人規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平30. 1. 25 法人規程7号）

1 この法人規程は、平成30年2月1日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学附属学校教員の再雇用に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、新規程の規定は、この法人規程の施行の日の前日までに職員でなくなつた者については、適用しない。

附 則（平30. 3. 22 法人規程28号）

この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平31.1.24法人規程10号）

- 1 この法人規程は、平成31年2月1日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学附属学校教員の再雇用に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、新規程の規定は、この法人規程の施行の日の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。

附 則（平31.1.24法人規程16号）

この法人規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令2.10.22法人規程58号）

（施行期日）

- 1 この法人規程は、令和2年11月30日から施行する。
(令和2年12月に支給する勤勉手当に係る勤務成績に応じた割合に関する特例措置)
- 2 令和2年12月に支給する勤勉手当に係る勤務成績に応じた区分のうち、この法人規程の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後における区分の割合が施行日前における当該区分の割合を下回るものについては、この法人規程による改正後の第17条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令4.3.24法人規程17号）

この法人規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令5.3.23法人規程22号）

この法人規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令5.7.27法人規程42号）

（施行期日）

- 1 この法人規程は、令和5年7月27日から施行する。
(経過措置)
- 2 この法人規程の施行の日前に定年退職した者であって、定年退職後から引き続き本学において期間を定めた労働契約を締結し、当該労働契約の任期満了により退職後、引き続き再雇用を希望するものは、この法人規程による改正後の第2条の対象者とみなす。

附 則（令6.1.25法人規程13号）

- 1 この法人規程は、令和6年2月1日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学附属学校教員の再雇用に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、新規程の規定は、この法人規程の施行の日の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。